

### 6-3 実験廃液の分類

実験廃液は、有害な化学物質を含む液体状の廃棄物です。実験廃液は、排水や床、土壤に流れるおそれがありますので、漏えい、浸出、流出等を防止してください。熊本大学では、実験廃液は、外部の専門業者によって公道を通過して運ばれ処理されています。重金属類などは還元・中和・凝集沈殿によって濃縮され、液体は焼却処分、固体成分はコンクリート固化して埋立処分されます。そのほかの実験廃液の液体も、最終的に焼却処分されています。

実験廃液を貯留する場合は、漏斗などをつけたままにせず、使用後は蓋を閉めましょう。タンクの口から化学物質の蒸気が発生するため、周囲の有害物質の濃度が高くなる可能性があります。

実験廃液は、巻末の参考資料6の貯留スキームに従って分別し、専用のポリ容器によって分別して保管してください。ポリ容器は貯留区分によって10 Lと20 Lの場合がありますので注意してください。また実験廃液を収集、運搬する際に漏えいを防ぐため、実験廃液を入れる際はポリ容器の容量の8割を目安に入れ、内蓋またはパッキンを取り付け蓋をしっかりと閉めてください。

また、実験廃液の容器には他の容器と見分けがつくように「実験廃液」との表示をお願いします。

#### 【事件事例】

- ・収集作業中にふたが開いて作業者に廃液がかかった
- ・分析装置の廃液を水と勘違いし、排水口に廃棄した。